官報目次

国家試験

平成25年度経験者採用試験（係長級（事務））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成25年８月２日

人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成25年度経験者採用試験（係長級（事務））

2　対象官職　主として行政事務に関する総合調整及び法令案の作成等の業務に従事することを職務とする係長の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

3　給与　この試験に合格し、採用される者は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、その俸給月額は、採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅰ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する。

（参考）

国家公務員採用Ⅰ種試験による採用後４年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

222,900円（※）

※平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の7.77を乗じて得た額を減じて支給される。

なお、俸給月額のほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　平成25年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者。

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　平成25年９月29日（日）

⑶　試験地　東京都

⑷　第１次試験合格者発表　平成25年10月23日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　政策課題討議試験及び人物試験

人物試験は、個別面接により行う。また、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成25年11月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

7　最終合格者発表　平成25年11月15日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　インターネットによる申込みの場合

①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

②　申込受付期間　平成25年８月16日（金）９時から８月22日（木）まで。

なお、申込みは、８月22日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験の申込み　受験申込用紙は、人事院事務総局において交付する。受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、人事院事務総局に提出すること。

②　申込受付期間　平成25年８月16日（金）から８月19日（月）まで。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年８月19日（月）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成25年度外務省経験者採用試験（課長補佐級）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成25年８月２日

人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成25年度外務省経験者採用試験（課長補佐級）

2　対象官職　外務公務員法（昭和27年法律第41号）第２条第５項に規定する外務職員が占める課長補佐の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

3　給与　この試験に合格し、採用される者は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、その俸給月額は、採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅰ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する。

（参考）

本省の課長補佐で行政職俸給表㈠５級１号俸を受ける者の俸給月額

289,200円（※）

※平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の7.77を乗じて得た額を減じて支給される。

なお、俸給月額のほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　平成25年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して５年を経過した者。

ただし、日本の国籍を有しない者、外国の国籍を有する者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、外国語試験（記述式）及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　平成25年９月29日（日）

⑶　試験地　東京都

⑷　第１次試験合格者発表　平成25年10月23日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　外国語試験（面接）、人物試験及び総合評価面接試験

人物試験は、個別面接により行う。また、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成25年11月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都